

企業経営と財務報告に関する研究会 報告書

平成14年4月

(目 次)

<u>我が国企業の財務報告に係る基本的認識と検討の方向</u> -----	1
1. 財務報告を巡る状況 -----	1
(1) 企業経営を巡る状況と財務報告に求められるもの -----	1
(2) 複数の会計制度の存在がもたらす問題 -----	2
(3) 財務報告の信頼性への疑問 -----	2
(4) 我が国における取組み -----	2
2. 有用性が高く信頼性が確保された財務報告の重要性 -----	5
(1) 産業競争力への影響 -----	5
(2) 社会全体への影響 -----	5
3. 検討の方向 -----	6
<u>財務報告の有用性の向上と信頼性確保のための課題と必要な取組み</u> ----	7
1. 制度上の非効率性の解消と国際的に遜色ない開示の充実等 -----	7
(1) トライアングル体制に係る問題の解消 -----	7
商法・証券取引法の開示の一元化 -----	7
商法改正案における対応 -----	9
確定決算主義 -----	13
(2) 国際的に遜色ない開示の充実 -----	13
MD&Aの開示 -----	15
リスク情報の開示 -----	15
役員の個別報酬開示 -----	16
四半期開示 -----	17
(3) 国内企業による米国会計基準及び国際会計基準採用の許容 -----	18
(4) 個別財務諸表に対する持分法の導入 -----	18
2. 財務報告プロセスの信頼性確保 -----	21
(1) 財務諸表作成責任の明確化 -----	21
経営者の財務諸表作成責任の認識 -----	23
経営者の財務諸表作成責任の宣誓 -----	23
(2) 財務情報等の作成プロセスの信頼性確保 -----	24
財務報告の信頼性確保のためのリスク管理体制(内部統制)の 必要性 -----	24

内部統制の構築とこれに係る状況の開示 -----	25
商法改正案における対応 -----	26
内部統制のあり方の検討 -----	26
(3) 財務報告の信頼性確保に係るガバナンスとこれに係る状況の開示 --	29
(4) 外部監査の信頼性確保 -----	29
外部監査人の選・解任の透明性確保 -----	30
監査業務及び非監査業務の報酬開示 -----	30
3 . 財務報告に対する監視機能等の強化とインセンティブの付与 -----	32
(1) 財務報告に対する監視機能等の強化 -----	32
行政による監視機能の強化 -----	32
民事的救済の実効性確保のための環境整備 -----	32
(2) 財務報告に対するインセンティブの付与 -----	33
(3) その他の取組み -----	33
<u>最後に</u> -----	34
<u>資料編</u> -----	36
<u>アンケート調査編</u> -----	56
<u>委員名簿</u> -----	70
<u>議事概要編</u> -----	72

我が国企業の財務報告に係る基本的認識と検討の方向

1. 財務報告を巡る状況

(1) 企業経営を巡る状況と財務報告に求められるもの

従来、我が国企業は、メインバンク・システム、株式持ち合い等の下で資金調達を行ってきた。このシステムの中では、銀行等が、資金供給に加え、企業経営のモニタリングも実質的に行ってきた。このため、企業は、市場と直接的に対峙する必要性が低く、結果として、株主及び投資家に対して情報開示を積極的に行うことを強く求められてこなかった。また、欧米諸国へのキャッチアップ型の事業展開、国等により管理された競争環境の下、我が国企業にとっては、事業リスクの管理を明確に意識することなく、右肩上がりの成長を遂げることが可能であったことも、このような傾向を助長してきたものと考えられる。

しかしながら、近年、我が国では、株式持ち合いの解消等を通じて企業の経営内容に高い関心を持つ実質的な株主が増加してきており、投資上の判断に資する有用性が高く信頼性が確保された情報をより積極的に開示することが市場から従来以上に強く求められるようになってきている。また、同時に、経済のグローバル化が進み、企業の事業活動や資金調達が国際的に行われるようになってきている中で、国際的にも通用し評価される財務報告が強く要求されるようになってきている。

【参考】企業の資金調達に係る状況の変化

一般に、我が国においては、企業の資金調達が間接金融から直接金融へ移行しつつあるといわれているが、企業の意識調査においては、メインバンクとの今後の関係について、現行通り、あるいは、強化していくとしている企業が多い。これは、現下の我が国株式市場の資金供給能力が必ずしも高くないことのほか、長期の景気低迷を背景として、資金需要がそもそも低調であるためであると考えられる。

[資料 1.2 参照]

しかしながら、我が国における株式持ち合いは確実に解消に向かっており、外国人や機関投資家等の実質的な株主が増加してきている。また、我が国企業の資金調達手段は、欧米諸国と比較すると、いまだに借入金への依存度が相当程度高くなっており、企業の事業活動や資金調達の国際化等に向けた動きの中で、今後、我が国企業の株式等による資金調達割合が増加していくことが考えられる。

[資料 3.4 参照]

このような状況の中で、我が国として、市場に対する情報開示のあり方に関して包括的な取組みを早急に行うことが求められている。

(2) 複数の会計制度の存在がもたらす問題

我が国においては、制度導入の歴史的経緯¹もあり、商法、証券取引法及び税法に基づく複数の会計制度が存在しており、諸外国と比べて特異な状況となっている。このため、多くの場合、制度毎に複数の財務報告を行うことが必要となり、これにより、企業に過重な事務的負担が生じているほか、投資家等から見ても「似て非なる開示」が存在することとなり、分かりにくいという問題が生じている。

また、それぞれの会計制度が互いに影響し合うことで、我が国における一般に公正妥当と認められる会計基準の範囲や内容が分かりにくいだけでなく、有用性が高く信頼性が確保された財務報告という観点から問題が生じているとの指摘もある。

会計基準の国際的調和化等が進んできている中で、制度間の調整等もより頻繁に求められるようになってきており、制度全体としての効率性を上げていくことが求められてきている。

(3) 財務報告の信頼性への疑問

さらに、近年、長期にわたる経済的低迷の中で、数多くの企業破綻等が発生しているが、これらの中には、不正な財務報告により、実態の把握が遅れ、このために、破綻等による対外的影響をより一層深刻化させているケースが多く見られるようになってきている。このことに加え、金融機関による過去の不十分な財務報告が我が国における不良債権問題の解決を遅らせてきたという広範な認識から、我が国企業の財務報告に関し、国内外において、そもそも信頼性が高くないのではないかとこの声も出てきている。

[資料 5,6 参照]

(4) 我が国における取組み

我が国においても、1990年代半ば以降、金融ビッグバン等の流れの中で、財務報告に関する制度の見直しが急速に進展してきている。まず、会計基準については、その国際的調和化の流れを受け、連結財務諸表制度の抜本的な見直しを皮切りに、税効果会計、キャッシュ・フロー計算書の導入、金融商

¹ 戦前は、商法による会計規制のみであったのが、戦後、証券取引法に基づく企業内

品に係る会計基準及び退職給付会計基準の新設・改訂等が行われてきている。

また、昨年には、会計基準設定に際しての独立性を高めるとともに、会計基準・開示制度に関する調査研究・開発を行い、国際的な会計制度構築に貢献するという観点から、民間の会計基準設定主体が設立されたところである。さらに、監査基準や公認会計士制度についても様々な見直しが行われているところである。

しかしながら、いまだに、我が国企業の財務報告に関して、情報の有用性を高め、信頼性を確保するために、より包括的な対応がなされるべきであるとの認識が国内外に存在している。我が国企業の英文財務諸表に添付される監査報告書に、引き続き警句（レジェンド）²を付すことが世界五大会計事務所（いわゆるビッグ5）により要求されていることは、そのような認識の存在を示しているものと考えられる。

[資料 7,8,アンケート調査(1),(2)参照]

容開示規制が導入されたことにより、その後両者は互いに調整し合ってきた。

² この背景には、アジア経済危機が発生し、アジア企業の粉飾決算等が顕在化したことによるアジア企業の財務報告に対する不信感、訴訟目的の弁護士による会計事務所への訴訟の回避、ここ数年来の本邦金融機関・ゼネコンの破綻を契機とした日本の会計基準や監査実務に対する外国投資家等から不信感の高まりがある。

【参考】会計基準・開示基準・監査基準等の整備

1. 会計ビッグバンといわれる会計基準の改訂

- ・ 1996年11月、橋本総理から三塚大蔵大臣及び松浦法務大臣に対し、フリー（自由）、フェア（公正）、グローバル（国際化）を三原則とした我が国金融システムの改革を指示
- ・ 改革の目標は、2001年までに、我が国金融市場をニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場として復権させること
- ・ 既に会計基準の国際化の流れを受け、連結財務諸表制度の抜本的な見直し作業が1995年10月から始まっていたが、これを皮切りに、税効果会計、キャッシュ・フロー計算書の導入、研究開発費及びソフトウェアの会計基準、金融商品の会計基準、退職給付会計基準等、次々と会計基準が新設・改訂
- ・ 現在は、企業結合会計と固定資産の減損会計が企業会計審議会で審議中であり、これらが導入されれば、我が国会計基準はほぼ国際水準となる見込み

主要な企業会計基準スケジュール

	連結及び結合会計	時価会計・減損会計	退職給付会計	税効果会計	キャッシュ・フロー計算書
1998年度	「連結範囲拡大 連結主体へ」 ・任意適用可			・任意適用可	任意適用可
1999年度	・強制適用	・販売用不動産 評価減厳格化	導入開始	・強制適用	強制適用
2000年度	↓	・デリバティブ 売買 目的有価証券の時価評価	強制適用 （移行時差異の 15年償却による 緩和措置）	↓	↓
2001年度	↓	・持ち合い株式 の時価評価 （資本直入）	↓	↓	↓
現在の審議事項	・企業結合会計	・固定資産会計 （含：減損会計）			

2. 有価証券報告書の開示項目の見直し

- ・ 1999年には、有価証券報告書の様式が大幅に見直されることとなり、これまでの個別情報を中心とする「単主単従」から連結情報を中心とする「連主単従」に大きく方向転換
- ・ 連結情報については、セグメント情報の開示が一層充実され、あわせて個別情報については可能な範囲で簡素化

3. 監査基準の改訂

- ・ 2002年1月に、企業活動の複雑化、資本市場の国際的な一体化、直前まで適正意見を付していた企業の経営破綻後の大幅な債務超過や経営者の不正の判明等による公認会計士監査の有効性への期待や批判を背景に、監査基準の10年ぶりの大改訂を実施
- ・ 改訂の主なポイントは、不正発見の姿勢の強化、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提への対処、リスク・アプローチの徹底、新たな会計基準やIT技術の進歩への対応、監査報告書の充実等

4. 民間会計基準設定主体の設立

- ・ 2001年7月に、民間の基準設定主体である「(財)財務会計基準機構」(Financial Accounting Standards Foundation ; FASF) が設立、同機構に置かれた「企業会計基準委員会」(Accounting Standards Board ; ASB) において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び指針の開発を実施
- ・ 同機構の主な目的は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発及びそれらを踏まえた提言、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言、国際的な会計制度への貢献 等

2．有用性が高く信頼性が確保された財務報告の重要性

(1) 産業競争力への影響

有用性が高く信頼性が確保された財務報告は、株主への受託責任解除のための説明責任の履行のみならず、市場による企業行動のモニタリングのためにも不可欠なものである。これが実現されることにより、企業の円滑な資金調達や効率的な取引関係の構築が可能となるとともに、企業自らも経済的に合理的な行動を取ることを強く求められるようになる。さらに、現在国境を越えて進みつつある企業再編においても、財務報告は企業価値の評価等において重要な役割を果たしている。

近年、市場の力を軸として産業が活力を生み出してきている中で、財務報告の有用性を高め、信頼性を確保することは、我が国企業を活性化し、その競争力を強化するために極めて重要であるといえることができる。

[資料 9 参照]

(2) 社会全体への影響

財務報告は、株主のみならず、すべての利害関係者に企業の経営成績及び財政状態を知らせるものであり、不正な財務報告は、社会全体に莫大な損害を生じさせる可能性がある。

昨年末の米国におけるエンロンの破綻において、詳細についてはいまだ調査中ではあるものの、不正な財務報告が、株主のみならず、従業員、取引先を含め、広範かつ甚大な影響を及ぼしていることは周知のとおりである。我が国においても、不正な財務報告を伴う企業の破綻等が、株主のみならず、広範囲の利害関係者に大きな損害を生じさせている事例が多く生じてきている。

3. 検討の方向

産業競争力を強化し、適正な企業行動を確保していくため、我が国企業の財務報告のあり方に関し、国際的動向も踏まえた上で、投資判断に資する有用な情報の効率的な開示を促進するとともに、その信頼性を確保することが強く求められてきている。

本研究会においては、財務報告に関わる関係者が、あらためて我が国の企業経営と財務報告に関する基本的認識を確認するとともに、財務報告の有用性を高め、信頼性を確保するために取り組むべき課題を洗い出し、制度的枠組みのあり方、関係者が主体的に取り組むべき事項等について検討を行う。

財務報告の有用性を高め、信頼性を確保していく上での課題は、会計基準、監査基準等の各基準や法制度、経営者、取締役・監査役等のガバナンスの体制整備、外部監査、投資家、市場監視機関等、極めて広範な分野にわたって存在するものと考えられる。本研究会においては、関係機関における審議の進展等も踏まえ、財務報告に係る制度等のうち、まだ十分な手当がなされていないと考えられる分野について検討を行うこととする。具体的には、財務報告に係る制度上の非効率の解消及び国際的に遜色ない開示の充実等に係る課題、財務報告プロセスの信頼性確保に係る課題並びに財務報告に対する監視機能等の強化とインセンティブの付与に係る課題を中心に検討を進める。

なお、一般に「財務報告」とは、財務諸表やそれ以外の財務情報を指すだけでなく、企業が情報利用者にそれを報告する行為をも包含するものと考えられる。当研究会においては、基本的にこのような「財務報告」を対象とするものの、これに加え、財務報告の有用性を高め、信頼性を確保するための企業内部の体制やそれを企業の外でモニタリングする仕組み等、財務報告プロセスに係る開示についても検討の対象とするものとする。

また、検討に際しては、株式公開会社が不特定の投資家等を対象としており、有用性が高く信頼性が確保された財務報告がより強く求められていることから、基本的に株式公開会社を対象とする。

財務報告の有用性の向上と信頼性確保のための課題と必要な取組み

1. 制度上の非効率性の解消と国際的に遜色ない開示の充実等

(1) トライアングル体制に係る問題の解消

我が国では、商法、証券取引法及び法人税法のそれぞれの目的に基づき、三つの会計制度が存在している。これらの関係は、一般に、商法、証券取引法及び法人税法のトライアングル体制と呼ばれている。

この体制について、市場からの開示の要請に機動的に対応して有用性の高い財務報告を行うという観点からは、各制度がお互いに影響を及ぼし合うことで非効率な制度となっているといわれている。このような問題に対処していくことが、より一層有用性の高い財務報告を実現していくために重要である。

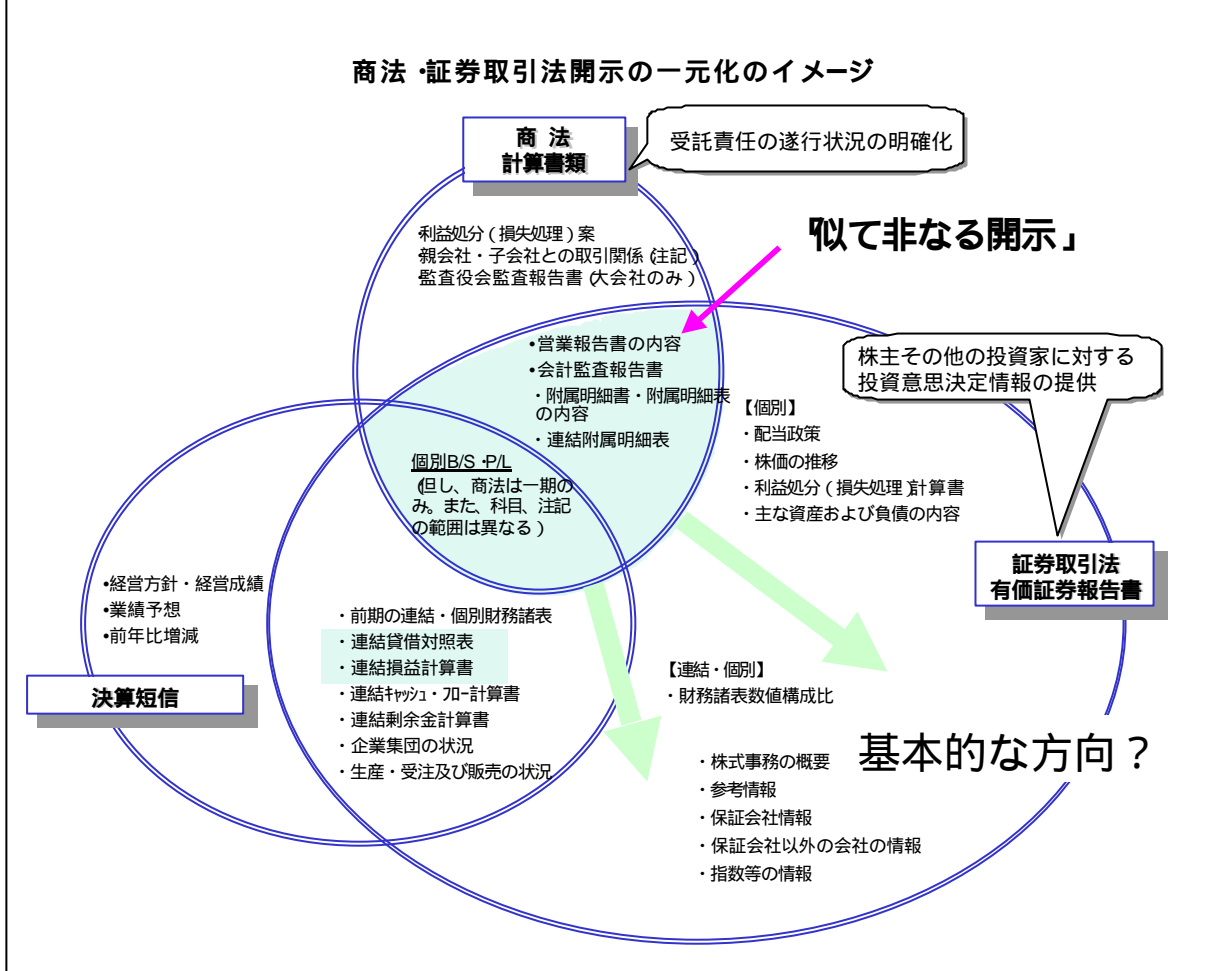
商法・証券取引法の開示の一元化

我が国において、有価証券報告書提出会社は、商法基準と証券取引法基準の二種類の財務諸表を作成しなければならない。これにより企業の事務的負担が増すばかりでなく、投資家から見ても企業の財務状況が分かりにくいという問題がある。諸外国を見ても、会計基準について、二重の規制のある国は見られない。複数の会計基準が存在し、その間の調整が必要となることは、今後、我が国会計基準を国際的に遜色ない水準に向上させていく上でも、大きな阻害要因となりかねない。したがって、商法、証券取引法双方の開示の趣旨を踏まえ、両者による開示を一元化することが、制度の効率性及び財務報告の有用性を高めるためにも重要である。

一方、有価証券報告書に記載されているものも含めた詳細な情報を、株主総会前にすべての株主に直接送付することが必要か否かについては検討の余地がある。例えば、英米で行われているように、我が国においても、株主総会前に送付する招集通知に添付する計算書類の内容は、()財務情報の要約、()取締役等の報酬開示等商法上株主総会前に株主に開示することが適切な非財務情報により構成される有価証券報告書の要約版とし、希望する株主には、後日、有価証券報告書を送付すること等も考えられ、今後、具体的な一元化の姿を検討していくことが必要である。

【参考】商法、証券取引法の開示の一元化

下図は、現行の商法、証券取引法及び決算短信における開示項目について、それぞれの関係を図に表したものである。網かけしている部分の開示は、「似て非なる開示」となっており、短期的には、このような「似て非なる開示」について開示内容の調整を行い、長期的には、矢印にあるように、商法開示を証券取引法開示に一元化していくべきものと考えられる。



【参考】英国における開示制度

1980年代後半の英国では、一連の民営化推進とともに、企業の海外、特に米国での資金調達が発達となった。ニューヨーク証券取引所(NYSE)上場会社等、米国市場における上場会社等の場合、年次報告書は米国基準に準拠したものでなければならず、米国で資金調達を行う企業にとっては、異なる開示制度は負担となる一方、多大な開示内容は多くの一般株主にとって不要と考えられた。

このような実情を踏まえ、会社法が改正され、1992年から、株主宛報告書は年次報告書及び計算書類(完全版 Annual Report and Accounts)と年次概要(要約版 Annual Review and Summary Financial Statement)とに分けて発行することができるようになった。

なお、Annual Reviewには、要約財務諸表とともに、コーポレート・ガバナンス上重要な記載である取締役及び会計監査人のそれぞれの責任、監査人の意見、さらに、取締役会がAnnual Reviewを承認した旨のステートメントが記載され、株主総会招集通知とともに送付される。一方、Annual Reportを希望する株主には、これを提供しなければならないこととされている。両報告書の記載事項・範囲に差異はなく、記載の深さが異なるのみである。

商法改正案における対応

今通常国会提出の商法改正案において、「会社の計算」に関し、以下のような改正が予定されている。

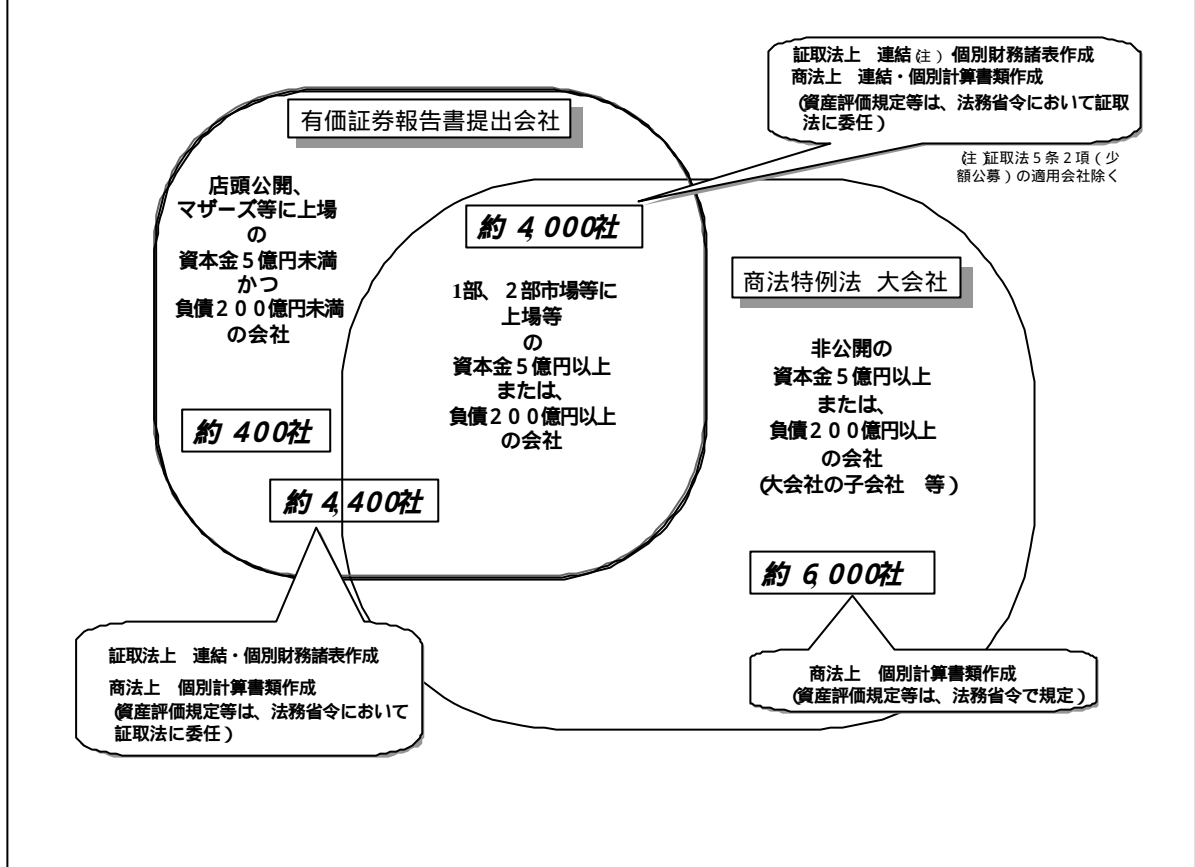
- ）大会社（当分の間、有価証券報告書提出会社）は、連結計算書類（作成方法等は法務省令で定める）を作成し、株主総会招集通知に添付するとともに定時総会に提出し、その内容を株主に報告しなければならない（連結計算書類の導入）。
- ）これまで商法本法に規定されていた資産評価の規定等（会計帳簿における財産、繰延資産及び引当金の額及び記載方法、配当及び中間配当において純資産額から控除すべき額等）を省令化する（資産の評価規定等の省令化）。

さらに、当該法務省令において、有価証券報告書提出会社については、

- ）貸借対照表、損益計算書の作成方法等については、証券取引法に基づく個別財務諸表の用語、様式及び記載事項を定めた「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」という）と調整する
- ）連結計算書類については、証券取引法に基づく連結財務諸表の用語、様式及び記載事項を定めた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「連結財務諸表規則」という）を適宜引用して作成する

ことにより、証券取引法開示との調整を図る方向が示されている。これらの措置により、国際的に遜色ない会計基準の確立により迅速に対応することが可能となる。

【参考】商法改正案における「会社の計算」の対象となる会社類型別の整理



【参考】商法改正案における連結計算書類の導入と資産評価規定等の省令化

対象会社	証券取引法第24条第1項適用会社	証券取引法第24条第1項非適用会社
目的		
開示	<p>資産評価等に関する規定（第285条～第287の2）を法務省令で規定し、財務諸表等規則（証取法）の定めに従い作成する</p> <p>うち、大会社はさらに以下を開示</p> <p>商法特例法で連結貸借対照表及び連結損益計算書を規定し、その作成の方法は法務省令で定め、連結財務諸表規則（証取法）の規定を適宜引用する</p>	<p>資産評価等に関する規定（第285条～第287の2）を法務省令で規定する</p>
配当規制	<p>第290条を改正</p> <p>配当可能限度額 = A（純資産）（1） - B（第290条4号～6号）（2）</p> <p>（1）法律で規定（実質省令に委任）</p> <p>（2）法務省令で規定</p>	

しかしながら、法務省令において要求される開示事項が、証券取引法開示の部分的な引用にとどまるのであれば、商法開示と証券取引法開示の二重開示が依然として解消されず、引き続き「似て非なる開示」が行われることとなる。

一方、現行制度の下では、株主総会招集通知を株主総会の2週間前に発送しなければならないという企業側における財務報告スケジュールの制約から、有価証券報告書において開示されている情報すべてを計算書類に入れ込むことは困難であると考えられる。

これに関し、財務報告スケジュールは、株主総会開催日より逆算することにより決まるため、株主総会の開催日を現在より遅らせればよいのではないかとの指摘がある。諸外国では決算日後3カ月以降に株主総会を開催している例も見られる。我が国においては、商法上、株主総会の開催期限は、株主の議決権行使の基準日後3カ月以内とされ、基準日は任意に定められる。現状では、多くの企業が、慣行として基準日を決算期末日に設定していることから、期末日以後3カ月以内に株主総会を開催しなければならないこととなっている。

さらに、この問題が解決されたとしても、我が国では、法人税法に基づく税務申告書の提出期限の関係上、1カ月の申告期限の延長期間も含め3カ月以内に決算を確定しなければならない³ことから、株主総会開催日を決算日後3カ月より後に先送りすることはできない。

このようなスケジュール上の制約を踏まえれば、完全な開示の一元化を直ちに企業に強制することは困難であると考えられる。したがって、長期的には一元化を目指しつつ、短期的には、企業が可能な範囲で両法体系に基づく開示を一元化することができる制度とすることが現実的である。具体的には、商法に基づく計算書類等の記載方法を定める「商法施行規則⁴」について、以下のような改正を行うことが必要である。

）財務諸表（連結含む）及び注記、様式、用語に関しては、原則として、

³ ただし、今通常国会提出の商法改正案における過半数が社外取締役から構成される委員会制度を導入した会社（委員会等設置会社）については、取締役会において利益処分案を確定できることから、この限りではないと考えられる。

⁴ 商法、商法中改正法律施行法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律並びに商法及び有限会社の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手続き等を定める政令の規定に基づき、平成14年3月に公布された。

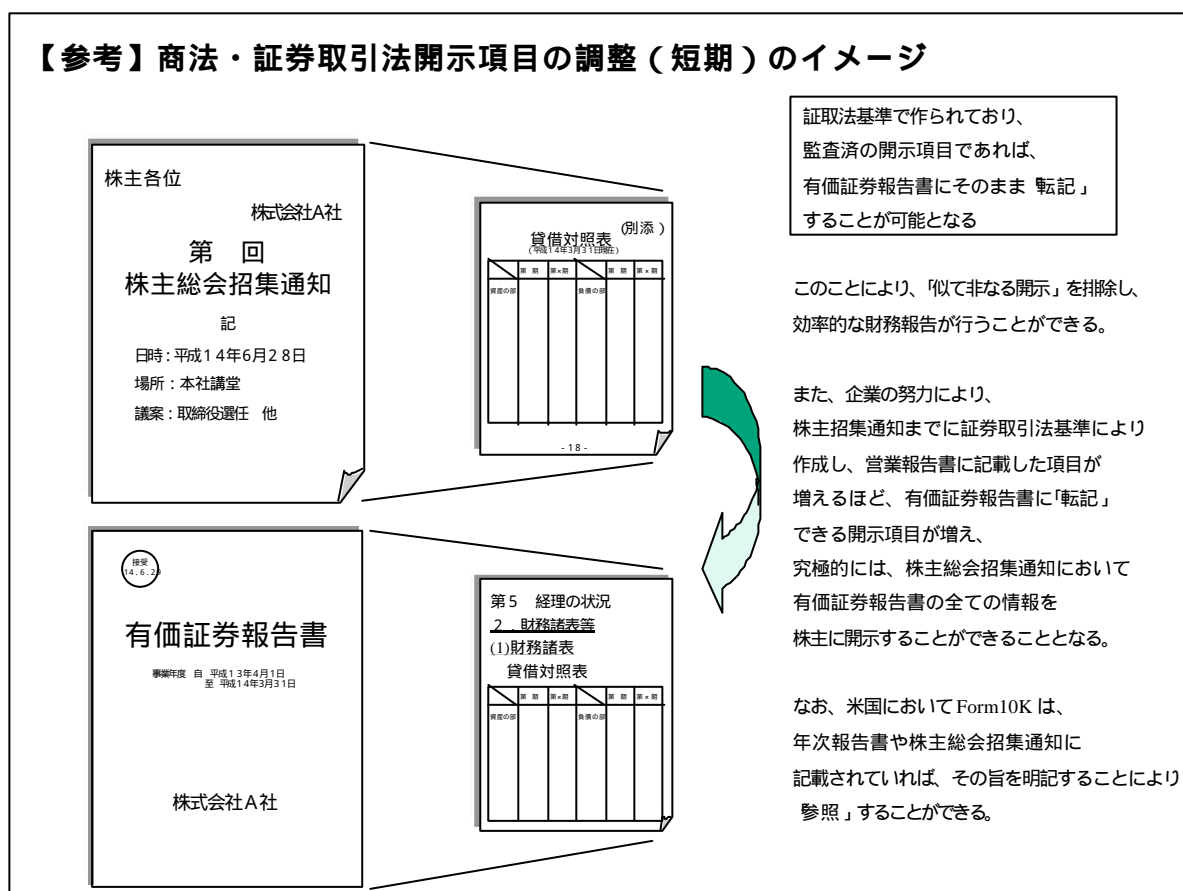
「財務諸表等規則」、「連結財務諸表規則」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定められた開示内容によることができることとする。

）営業報告書における事業状況等については、営業報告書が監査済みでなければならないことに留意しつつ⁵、連結ベースで記載することができることとする。

）附属明細書については、証券取引法開示である財務諸表（連結含む）及びその注記事項や、附属明細表における記載事項との調整を行い、開示の統一化を図り、「似て非なる開示」を極力解消していく。

なお、商法上は、取締役の経営責任を明確にし、株主及び会社債権者の利益を保護するという観点から、「支配株主と取締役等の取引」等の利益相反取引の開示等、必要な事項について、別途の取扱いが必要となる。

[資料10,アンケート調査(3)参照]



⁵ 商法第 281 条第 1 項の計算書類については、同条第 2 項に基づき監査を行い、第 283 条第 2 項に基づき監査報告書の謄本とともに総会招集通知に添付することとされている。

確定決算主義

我が国においては、株主総会で承認された商法の計算書類上の利益をもとに、法人税法特有の項目が加減算された上で、最終的に企業に対する課税所得が算定される。このことは、一般に、確定決算主義と呼ばれている。同時に、減価償却費、引当金等については、損金経理要件が課されている。

我が国においては、平成10年度税制改正⁶を契機に、企業会計と税法が乖離していく方向性が明確となった。また、同時期に税効果会計の導入が図られ、税と会計の乖離についての調整が行われることによって、会計が税務上の規定に引っ張られ、会計上の数値が経済的実態と乖離してしまうという、いわゆる「逆基準性」の問題の多くは解決可能となった。

しかしながら、税務上、損金経理要件が引き続き課されていることによって、企業は、あらかじめ確定された決算において、損金にあたるものを費用として処理しておくことが求められる。このため、企業がタックス・メリットを得ようとして、損金算入限度額一杯まで減価償却等を行うという点において、「逆基準性」の問題が引き続き残されているとの指摘がある。財務諸表の有用性をより向上させるためには、この問題を適切に解決しなければならない。

したがって、企業における固定資産の減価償却や引当金の実態の把握、会計上適正な償却方法や耐用年数の見積もり方法の設定等について検討を行うこと⁷等により、この問題に対応していくことが必要である。

[アンケート調査(4)参照]

(2) 国際的に遜色ない開示の充実

我が国企業の財務報告のうち、財務諸表については、国際的動向を踏まえた近年の累次の会計基準改訂等を背景として、その有用性が相当程度向上したとの評価が国内外においてなされるようになってきている。一方、財務諸表以外の定性的な情報開示や開示の頻度については、いまだに改善すべき点

⁶ 政府税制調査会法人課税小委員会報告「法人税の課税所得は、(中略)適正な課税を行う観点から必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理とは異なった取扱いをすることが適切と考える。」平成8年11月。

⁷ 日本公認会計士協会監査第一委員会報告第32号「耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い」において、「耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。」とされている。

が多いといわれている。

また、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions ; IOSCO）は、1998年、「多国間公募及び上場の円滑化のための開示基準」を設定し公表した。これは、国際市場での持分証券の募集・売出しによる資金調達の際に作成される目論見書等における財務諸表以外の部分に係るディスクロージャーの内容を定めたものであり、IOSCOは、当該基準を内国会社のための基準の変更を考慮している国についても参照すべきとしている。当該基準は、発行開示に関する基準ではあるが、理念的には、継続開示にも適用できるものと考えられ、米国では、1999年に、当該基準を参考に、外国企業用年次報告書の様式であるForm20-Fの見直しが行われた。当該基準と我が国の有価証券報告書において開示されている項目を比較すると、いくつかの項目に関して開示が不十分であることが分かる。

我が国として、このような国際的動向も踏まえつつ、財務報告の有用性を向上させていくためには、以下のような対応が必要である。

【参考】IOSCO 開示項目と有価証券報告書開示項目の比較

以下のとおり、IOSCO の開示項目と、我が国における有価証券報告書の開示項目を比較すると、大きく異なるのは、 経営及び財務状況の検討と予測、 リスク情報、 役員の報酬開示であることが分かる。

IOSCOの開示項目	有価証券報告書の開示項目				
<ul style="list-style-type: none"> . 取締役、上級管理職及び顧問の記述 <ul style="list-style-type: none"> A. 取締役及び上級管理職 B. 顧問 C. 監査人 . 公募及びスケジュール <ul style="list-style-type: none"> A. 公募 B. 方法及び予定スケジュール . 主要情報 <ul style="list-style-type: none"> A. 主要財務データ B. 資本と債務 C. 上場の理由及び使途 D. リスク要因 . 会社情報 <ul style="list-style-type: none"> A. 会社の沿革 B. 事業の概況 C. 組織 D. 財産、設備 . 経営及び財務状況の検討と予測 <ul style="list-style-type: none"> A. 業績 B. 流動性と資金源 C. 研究開発、特許、ライセンス等 D. 傾向 . 取締役、上級管理職及び従業員 <ul style="list-style-type: none"> A. 取締役及び上級管理職 B. 報酬 C. 業務 D. 従業員 E. 株式保有 	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> 第 部 企業情報 第 1 企業の概況 <ul style="list-style-type: none"> 1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 3 事業の内容 4 関係会社の状況 5 従業員の状況 第 2 事業の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 3 対処すべき課題 4 経営上の重要な契約等 5 研究開発活動 第 3 設備の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 第 4 提出会社の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 株主等の状況 <ul style="list-style-type: none"> (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式総数、資本金等の推移 (3) 所有者別状況 (4) 大株主の状況 (5) 議決権の状況 (6) ストックオプション制度の内容 2 自己株式の取得等の状況 3 配当政策 4 株価推移 5 役員の状況 </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> 第 5 経理の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 連結財務諸表等 注記事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 連結財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表 (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 利益処分計算書 (又は損失処理計算書) 附属明細表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他 第 6 提出会社の株式事務の概要 第 7 提出会社の参考情報 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 第 部 提出会社の保証会社等の情報 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 保証会社情報 第 2 保証会社以外の会社の情報 第 3 指数等の情報 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 第 部 企業情報 第 1 企業の概況 <ul style="list-style-type: none"> 1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 3 事業の内容 4 関係会社の状況 5 従業員の状況 第 2 事業の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 3 対処すべき課題 4 経営上の重要な契約等 5 研究開発活動 第 3 設備の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 第 4 提出会社の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 株主等の状況 <ul style="list-style-type: none"> (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式総数、資本金等の推移 (3) 所有者別状況 (4) 大株主の状況 (5) 議決権の状況 (6) ストックオプション制度の内容 2 自己株式の取得等の状況 3 配当政策 4 株価推移 5 役員の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 経理の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 連結財務諸表等 注記事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 連結財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表 (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 利益処分計算書 (又は損失処理計算書) 附属明細表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他 第 6 提出会社の株式事務の概要 第 7 提出会社の参考情報 	<ul style="list-style-type: none"> 第 部 提出会社の保証会社等の情報 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 保証会社情報 第 2 保証会社以外の会社の情報 第 3 指数等の情報 	
<ul style="list-style-type: none"> 第 部 企業情報 第 1 企業の概況 <ul style="list-style-type: none"> 1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 3 事業の内容 4 関係会社の状況 5 従業員の状況 第 2 事業の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 3 対処すべき課題 4 経営上の重要な契約等 5 研究開発活動 第 3 設備の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 第 4 提出会社の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 株主等の状況 <ul style="list-style-type: none"> (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式総数、資本金等の推移 (3) 所有者別状況 (4) 大株主の状況 (5) 議決権の状況 (6) ストックオプション制度の内容 2 自己株式の取得等の状況 3 配当政策 4 株価推移 5 役員の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 経理の状況 <ul style="list-style-type: none"> 1 連結財務諸表等 注記事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 連結財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表 (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 利益処分計算書 (又は損失処理計算書) 附属明細表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他 第 6 提出会社の株式事務の概要 第 7 提出会社の参考情報 				
<ul style="list-style-type: none"> 第 部 提出会社の保証会社等の情報 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 保証会社情報 第 2 保証会社以外の会社の情報 第 3 指数等の情報 					

MD&Aの開示について

欧米企業の年次報告書等に掲載されている経営者による財務状況及び経営成績の討議及び分析（Management Discussion & Analysis of Financial Condition and Results of Operation；MD&A）⁸は、経営者の経営方針等を知るための基礎となる情報であり、投資判断において重要な位置を占めるべきものである。

IOSCOの開示基準によれば、MD&Aは、経営者が、財務状況や業績について過年度の財務諸表により説明を行うとともに、将来の傾向を予測するものであるとされている。また、（ ）業績、（ ）企業の流動性・資金源、（ ）研究開発・特許・ライセンス等及び（ ）傾向について、財務諸表を用い、セグメント毎に記載することが求められる。諸外国においては、MD&Aの記載事項に関し、必ずしも雛型に頼っているわけではなく、企業が独自にMD&Aに盛り込むべき内容を決定している。

我が国においては、現行の法制度にあってもその自主的な開示は可能⁹であり、海外に上場している企業の中には、海外で提出する報告書と同等程度、詳細に開示している例がある。しかしながら、質・量ともに十分な開示を行っている我が国企業は、これらの一部の例外を除き極めて少ない。株主に対する受託責任の解除及び市場に対する有用な情報開示の促進という観点から、今後その重要性は増していくものと考えられ、企業は、欧米企業が開示しているMD&Aの内容も参考として、各種の情報をより積極的に開示していくことが必要である。

なお、MD&Aを正確かつ意味ある開示とするためには、弁護士、公認会計士等のプロフェッショナルの関与を含め、企業の経理部、法務部、広報部等関係部署における連携体制を確立・維持することが必要となる。

リスク情報の開示について

リスク情報は、MD&Aと同様に投資判断にとって重要な情報であるのみならず、企業自らがリスク管理に対する認識を高めていくためにも大きな意味を有するものである。

⁸ IOSCO の開示基準によれば、MD&Aではなく、経営及び財務状況の検討と予測（OFR；Operating and Financial Review and Prospects）という呼称を使用している。

⁹ 有価証券報告書の「第2 事業の状況」における開示内容が、MD&A や一部のリスク情報に相当する。

IOSCOの開示基準によれば、リスク情報は、企業やその産業が有するリスクに関する情報であり、その例として、事業の特徴、事業を行う国の特徴、企業の財務状況、証券の流動性、経営の専門知識への依存度、特異な競争環境、特許、商標、契約の期限、顧客や供給者の特徴等が挙げられている。そして、その情報は、開示書類に含まれる他の詳細な開示事項の要約として一元的に記述することが求められている。

我が国においても、現在、株式発行時の開示である有価証券届出書では、特別記載事項としてその開示が義務付けられている。また、継続開示である有価証券報告書においても、連結財務諸表における有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記、追加情報等に類似の記載が義務付けられているが、リスク情報に関する項目を設けての一元的かつ詳細な記載は義務付けられていない。

一般投資家のリスクに対する意識と理解を高めることが求められてきている中で、リスク情報の開示は一層強く求められるようになるものと考えられる。また、今般の監査基準の改訂¹⁰により、ゴーイング・コンサーンの前提への対処として、債務超過、重要な債務の不履行、継続的な営業損失の発生等、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象が存在する場合には、経営者がその内容や経営計画等を財務諸表注記により開示しなければならないこととなった。こうした開示との関連においても、リスク情報の開示は一層重要性を増したものといえることができる。

したがって、有価証券報告書においても、有価証券届出書と同様に、リスク情報の開示を制度化していくことが必要である。

役員個別報酬開示

役員個別報酬開示については、一部の企業で、営業報告書に自主的に開示している例があるものの¹¹、ほとんどの企業では、附属明細書において開示がなされ、内容としても最低限の事項である「取締役、監査役の人数」及び「報酬の支給総額」の開示にとどまっている。しかしながら、役員個別

¹⁰ 監査基準は、企業活動の複雑化や国際化、直前まで適正意見を付していた企業の経営破綻後の債務超過や粉飾決算の判明等を背景に、10年ぶりの大きな見直しが行われ、今年1月25日に公表された。

¹¹ 1999年に、東京エレクトロン、ピープル、ジューエルサイエンスが開示している（「資料版商事法務」No.185,1999.8より）。

報酬は、ガバナンスの観点から、株主が役員の業績を評価し、報酬システムが適切かどうかをチェックするためにも重要な情報とされている。対象とする役員の範囲や報酬の範囲（従業員兼務時の従業員分、退職慰労金、ストック・オプションを含むか否か等）等、具体的な開示内容について検討を行う必要があるが、一定範囲の役員に係る個別報酬の開示を制度化することが望ましい。

一方、これに対して、我が国では、役員に対する報酬形態が欧米と異なっており、役員の報酬額等は必ずしも高額でない¹²ことから、個別報酬を開示する必要性が乏しく、我が国企業の経営の実態を考慮した上で慎重に考えるべきであるとの意見があった。これについては、今後、産業の実態も踏まえつつ、引き続き検討することが必要であると考えられる。

なお、昨年臨時国会における商法改正では、取締役等の責任について、善意無重過失による法令・定款違反の行為の場合、一定の手続きにより、代表取締役は報酬等の6年分、それ以外の社内取締役は報酬等の4年分、社外取締役・監査役は報酬等の2年分を超える部分の賠償責任の免除を受けることが可能となった。これに関し、事前に責任減額に係る規定を定款に定める方法を採用した会社は、営業報告書において、取締役・監査役に支払った報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額を開示しなければならないこととされたところ¹³である。

四半期開示

国際的に遜色のない財務報告を行うという観点からは、企業価値に影響を及ぼす動向または動向の変化に関する情報を適時に利用者に知らせるという意味において、四半期開示も重要である。昨年8月に公表された金融庁の「証券市場の構造改革プログラム」においては、四半期開示のあり方を検討する旨の記載がなされている¹⁴。今後、四半期開示にあたり課題となる会計

¹² 経営トップに限っていえば、役員の在職期間中に得た報酬に退職後の報酬を全部足して、それを在籍期間に割り振った場合の報酬金額は、米国における役員の報酬額と遜色ないのではないかとの指摘がある。

¹³ 商法施行規則による。

¹⁴ これを受け、東京証券取引所が、平成13年11月時点における東証上場2,098社に対して、アンケート調査を実施している（回収率70.3%）。その結果によると7.1%が自主的に四半期開示を行い、46.3%が制度化を認めている（同年12月公表）。

基準、外部監査人による関与のあり方¹⁵等を含め、四半期報告書の制度化を検討することが必要である。

(3) 国内企業による米国会計基準及び国際会計基準採用の許容

我が国では、昭和51年以前から米国会計基準に基づき連結財務諸表を作成していた企業については、「連結財務諸表規則」が施行された後も、引き続き、米国会計基準に基づき作成された連結財務諸表を提出することが特例として容認されてきた。

今年3月に公布された「連結財務諸表規則」の改正により、特例会社以外でも、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission；SEC）に登録を行っている企業について、金融庁長官が公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、米国会計基準に基づき作成された連結財務諸表を提出することが容認されることとなった。このことは、会計処理・開示基準のダブル・スタンダードを回避し企業の事務的負担を削減する上で望ましい措置であると考えられる。

一方、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；IASB）の公表する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards；IFRS）について、今年3月、EUが、2005年から域内に上場する企業の連結財務諸表に、この基準の適用を義務付ける方針を固めた。IASBは、国際的に統一された会計基準を目指しており、その基準であるIFRSの設定過程に我が国も参加してきている。今後、EU等の動きも踏まえ、IFRSについて、一定の適用実績により信頼性等が確保された段階で、米国会計基準と同様に、海外で資金調達等を行う国内企業に対し、国内における開示にもその適用を許容すべきである。

[アンケート調査(5)参照]

(4) 個別財務諸表に対する持分法の導入

我が国では個別財務諸表に計上される関係会社（子会社及び関連会社）の株式等の評価について、持分法が導入¹⁶されていないため、連結・個別の二

¹⁵ 諸外国では、監査ではなく消極的保証であるレビューが一般的である。

¹⁶ 現行の国際会計基準（International Accounting Standards；IAS）27、28号によれば、連結財務諸表を作成している企業が、個別財務諸表を作成する場合には、関係

つの財務諸表において、それぞれ異なる利益及び利益剰余金が算出されている。これにより、企業の経営管理、財務情報開示が、連結及び個別で異なる数字をベースに行われることとなり、このことが経営者及び投資家等に無用の混乱を与えているといわれている。また、連結中心の経営が主流となっている現在、企業分割、分社化などがより多く行われるようになっていることを考え合わせると、関係会社の業績を親会社の業績に遅滞なく反映することは、経営管理上も意味のあることである。このような観点からは、個別財務諸表に持分法を導入することが望ましいとの意見がある。

一方、これに対して、我が国企業は、事業の選択と集中を進めつつあるものの、支配権を持たない範囲での事業参加による共同事業という形態を多くの企業が取ってきたといった経緯があり、個別財務諸表に持分法が導入されることによる業績報告や配当可能利益への影響について慎重に検討すべきとの意見がある¹⁷。また、連結財務諸表と同等程度の会計処理手続きを必要とする持分法の適用を強制することは、企業にとって事務的負担が大きいという観点から、個別財務諸表への持分法導入に反対であるとの意見もある。

なお、この問題に関し、個別財務諸表に対する持分法導入の是非を検討する前に、上述のような連結経営が主流となってきている中で、そもそも個別財務諸表の開示は不要ではないかとの意見がある。このような意見の背景として、企業集団の実態を反映する連結財務諸表の一部を構成するだけの個別財務諸表にどれほどの情報価値があるのかという問題意識がある。また、親会社の債権者保護のためには、その債権の引当となる財産の範囲を確定させる必要があるが、親会社の子会社に強い影響力を行使している場合には、子会社が債務不履行となると、たとえ親会社の子会社に対し債務保証を行っていなくても、社会的道義上、子会社の債務に対しても責任を負わざるを得ない例があり、個別財務諸表における資産・負債の状況が必ずしも親会社の債権者にとって有用な情報になっていない場合があること等が考えられる。

会社に対する投資に関する会計処理について、代替的処理として持分法を適用することされている。ただし、IASBでは、現行IASの改善プロジェクトの中で、当規定の見直しを行っており、今年2月のIASBによる公表資料によれば、理事会の暫定合意により持分法の適用が否定されている。

¹⁷ 2001年度に本格導入された金融商品の会計基準により、持ち合い株式の時価評価が余儀なくされることによって、株式の持ち合い解消が加速されたとの見方がある。このように、会計ビッグバンは、金融システムや企業経営に大きな影響を与えたといわれているが、これをどのように評価し、我が国として、現在行われている会計基準の国際化の動向に対処していくかについても重要な課題である。

しかしながら、有限責任制度を前提とした現行株式会社制度においては、債権者の債権の引当となる財産の範囲は親会社の財産に限られることから、個別財務諸表の開示を不要とすることについては、慎重に検討する必要がある。

[資料 11 参照]

2．財務報告プロセスの信頼性確保

(1) 財務諸表作成責任の明確化

財務報告の信頼性を確保するためには、財務諸表作成の最終責任が経営者自身にあり、その信頼性を確保するために必要な取組みを行う責務があることをあらためて明確化すべきである。このため、以下の事項について取組みを行うことが必要である。

なお、財務諸表作成の最終責任を負う経営者とは、業務執行の最高責任者として、財務報告を通じ、株主に対し説明責任を果たす者であるべきと考えられる。ただし、現行商法上、計算書類等の作成は、業務執行の一環として代表取締役が行い、取締役会の承認を受けることとなっている。また、今通常国会提出の商法改正案における過半数が社外取締役から構成される委員会制度を導入した会社（以下、「委員会等設置会社」という。）においては、取締役会が指定した執行役が行い、取締役会が承認することとなっている。したがって、従来型のガバナンス・システムを採用する会社と「委員会等設置会社」のいずれについても、商法上は、財務諸表の作成が業務執行の最高責任者により行われることを必ずしも想定していない。

しかしながら、株主への受託責任の解除の観点から説明責任を果たすべき者とは、業務執行の最高責任者である取締役または執行役であると考えられるため、その者に、財務諸表の作成責任があり、その信頼性を確保するために必要な取組みを行う責務があると考えられる。

【参考】会社の機関に関する見直し（今通常国会提出の商法改正案）

1．新型システムの導入

定款で監査委員会・指名委員会・報酬委員会（過半数が社外取締役から構成）及び執行役を設置した場合（「委員会等設置会社」）

- 監査役の選任ができない
- 取締役の会社に対する責任が過失責任となる（執行役も同様）
- 利益処分案を取締役会限りで確定できる（従来は株主総会）
- 取締役の報酬の決定を報酬委員会で行う（従来は株主総会）
- 従来は取締役会の専決事項であったものを執行役に委任できる
- 取締役の任期の上限が1年となる（ を認める代償措置）

2．現行システムの見直し

重要財産委員会制度の創設

- ・社外取締役を1名以上選任した場合、重要な財産の処分・多額の借財については、一部の取締役からなる重要財産委員会に委託可

3．新型・現行システム共通の見直し

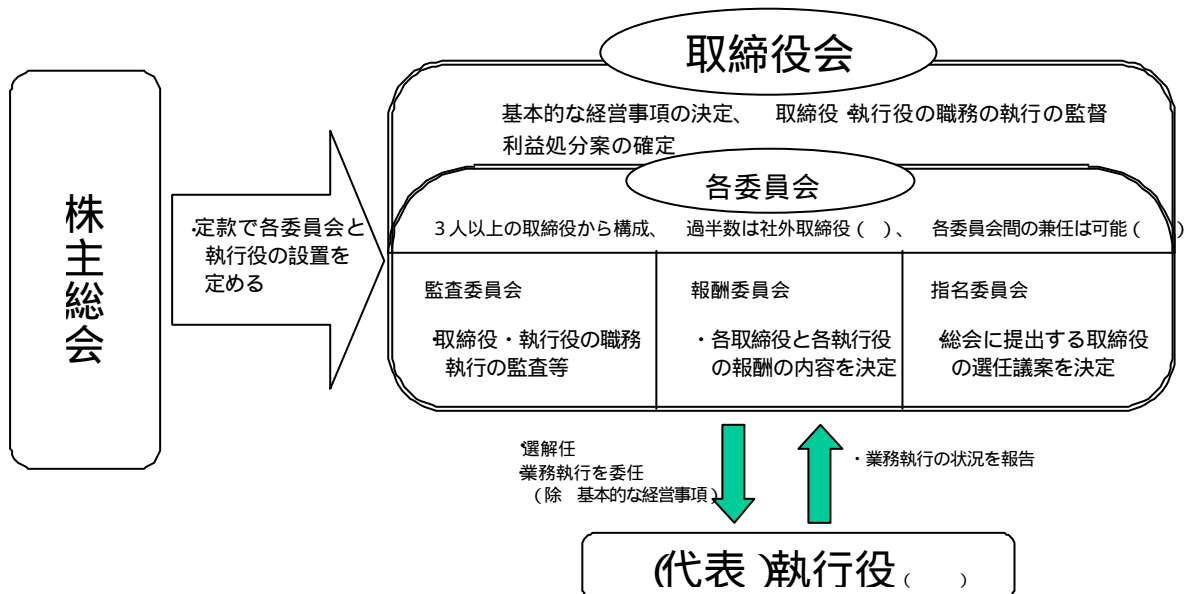
(1) 株主総会等の手続きに関する事項

- ・株主総会の特別決議の定足数の緩和（過半数 定款で1/3まで引下げ可能）

(2) その他

- ・検査役制度の見直し（裁判所が選任した検査役による調査）
 弁護士、公認会計士、税理士等による調査を選択できる

商法改正案における「委員会等設置会社」



- ： 現在又は過去にその会社又は子会社で、業務を執行する取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない(なかった)もの
- ： 監査委員会のメンバーとなる取締役は、社内取締役であっても、執行役との兼任不可。
- ： 執行役の中から代表権を有する者を選任することが必要。

経営者の財務諸表作成責任の認識

財務諸表の作成の過程では、見積もりや評価等、作成者である経営者の主観的判断が必要となる。一般的に、決算結果である数字に対する経営者の関心は高いものの、残念ながら、一部において「決算対策」という言葉に象徴されるように、決算の数字は作るものと誤解しているのではないかと考えられるケースもあるといわれている。あるいは、財務諸表の作成には経理担当者が主に関与し、経営者が、企業の実態を適切に表すという目的に照らして、自らの責任において、高い意識を持って、その作成に関与していることは必ずしも多くないといわれている。

これに関し、我が国の会計基準は国際的水準に近づいてきたものの、作成者の主観的判断が必要とされるような会計処理、具体的には、引当金・偶発債務の計上や金融商品の減損処理等その適用が必ずしも厳格でないという海外からの見方もある。

信頼性が確保された財務諸表は経営管理上重要なツールであり、その作成は投資家等に対する経営者の責務である。したがって、経営者は、上述のような企業の実態を適切に表すという意味において、財務諸表の作成責任が自らにあり、その信頼性確保のために必要な取組みを自ら積極的に行う責務があることを強く認識することが求められる。

経営者の財務諸表作成責任の宣誓

財務諸表の作成責任が経営者にあることを明確にすることは、作成責任についての投資家等への分かりやすい情報開示となるとともに、財務報告に対する経営者の意識向上の観点から意義のあることと考えられる。このような観点から、経営者は、) 財務諸表の作成責任があること、) 財務報告の信頼性を確保するために必要な取組みを行う責務があること等を自ら明示することが必要である。その際、これらを記載したものについては、財務諸表の作成責任と監査責任を明確に区分する二重責任の原則を踏まえ、商法計算書類における会計監査人及び監査役の監査報告書の前に自主的に添付することが望ましいと考えられる。

なお、米国においては、トレッドウェイ委員会報告書の勧告により、財務諸表の作成責任が最高経営責任者 (Chief Executive Officer ; CEO) 及び最高財務責任者 (Chief Financial Officer ; CFO) にあることを、大半の上場企業が年次報告書中の財務セクションの前に自主的に明示しており、英国に

においては、ロンドン証券取引所の上場規則となる統合規程に基づき、財務諸表の作成責任が全取締役にあることを、年次報告書中の監査報告書の前に明示している。

[資料12参照]

(2) 財務情報等の作成プロセスの信頼性確保

財務報告の信頼性を確保するためには、財務情報等の作成プロセスの信頼性を確保するとともに、このための取組みを対外的に説明していくべきである。したがって、以下の事項について取組みを行うことが必要である。

財務報告の信頼性確保のためのリスク管理体制（内部統制）の必要性

内部統制は、事業経営の有効性と効率性を高め、企業の財務報告の信頼性を確保し、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として、企業内部に設けられ、運用される仕組みであり、信頼性が確保された財務報告を行うためには内部統制の充実が不可欠である。内部統制という言葉は、「Internal Control」の翻訳であるが、その内容は、経営者が、経営の効率化のみならず、財務報告や各種法令遵守に係る様々なリスクを管理・制御していくために極めて重要なものであるといえることができる。

近年、我が国企業のビジネス・プラクティスに変化し、終身雇用で代表される長期雇用形態に変化が見られるなど、企業における人材の流動化、雇用形態の多様化等が進み、これにより、従業員等当事者間の暗黙の了解や信頼関係に依存した経営管理のあり方に限界が生じてきているといわれている。また、規制緩和やビジネス分野の技術革新を背景に、多様な金融商品、新たなビジネス・モデル等が実現され、これにより、企業を取り巻くビジネス・リスクも増大してきている¹⁸。さらに、内部統制は、外部監査を行う上でも重要な前提条件であり、外部監査の際には、経営者により構築された内部統制を評価¹⁹した上で、監査資源が配分される。今般の監査基準の改訂においても、この点が一層明確化されたところである。

企業経営を取り巻く多様なリスクを管理しながら、財務報告の信頼性を確

¹⁸ 1996年には、米国において、トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)により「デリバティブの利用における内部統制問題」が公表されている。

¹⁹ 改訂監査基準に係る意見書において、外部監査人は、内部統制の重要な欠陥を発見した場合には、経営者等にその改善を促すことが望ましいとされている。

保していくため、内部統制の構築を自らの責任として明確に認識し、実効性ある内部統制の構築を進めていくことが、従来以上に強く経営者に求められているということができる。

なお、大和銀行ニューヨーク支店の巨額損失事件に係る株主代表訴訟では、大阪地裁における判決において、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役が内部統制の構築義務が存在することが明示され、これに基づき当該取締役に対し損害賠償が認められた。これは後に控訴審において和解で決着したものであるが、取締役に内部統制の構築義務があることを示したという意味で、大きな意味を持つものと考えられる。

[資料13,アンケート調査(6)参照]

内部統制の構築とこれに係る状況の開示

内部統制は、財務報告の信頼性確保のために不可欠なものであり、その構築状況等に関する情報は、財務報告の信頼性を判断する上で重要な情報である。たとえ、適切な内部統制の構築がなされているとしても、対外的に説明がなされなければ、投資家等の理解を得ることはできない。そのため、すべての企業は、財務報告プロセスが適正であることを対外的に明らかにするという観点から、その構築の状況について開示を行い、財務報告の信頼性を確保すべきである。

財務報告の信頼性は、市場が企業を評価する上で根本的な問題であり、国際的にも、直ちに目に見えるかたちでの対応が求められている。財務報告の信頼性確保に関する対応を、対外的に明確かつ早急に進めていくため、企業は、可能な範囲において、内部統制の構築状況の開示に直ちにに取り組んでいくことが必要である。

一方、内部統制の状況の開示については、その内容が企業内部に構築される有形無形のシステムであり画一的に記載をすることが困難であることから、直ちに内部統制の状況全般に関する開示を強制してもその記載が形骸化する可能性がある。このため、第一段階として、内部統制の構築状況に関する開示実務が定着するまでの間、内部統制の構築・維持に大きな役割を果たす経営レベルの各組織、内部監査部門等について、その概要及び設置状況、役割、権限等、各企業の実情に即して客観的に記載できる事項から営業報告書に開示することを義務付けることが適当であると考えられる。

[資料 12,アンケート調査(7)参照]

商法改正案における対応

今通常国会提出の商法改正案における「委員会等設置会社」においては、取締役会が、経営の基本方針を決議して、その枠内で、執行役による業務決定を行わせるとともに、監査委員会の職務の遂行のために必要な内部統制を構築し、執行役による業務決定及び業務執行が適正に行われるように監査委員会が十分な監査をすることができる体制を用意する必要があるとされている。このことは、「委員会等設置会社」においては、執行役に対して業務決定権限の大幅な委譲を可能とする関係で、過半数の社外取締役から構成される監査委員会による十分な監査が必要であり、このためには、内部統制の構築が求められるという考えに基づいたものと考えられる。

これらのことを踏まえ、まず、「委員会等設置会社」に対しては、内部統制の構築に係る基本方針である取締役会の決議事項を営業報告書に開示することを義務付けることが適当であると考えられる。さらに、内部統制の構築状況に係る開示が定着してきた際には、「委員会等設置会社」以外も、内部統制構築の基本的方針等を開示すべきである。

内部統制のあり方の検討

現在、我が国においては、内部統制のあり方に関して、関係者間に共通の理解が得られていないのが実情である。米英等においては、過去の不正な財務報告に対し、様々な取組みがなされてきており、その過程で内部統制に係る概念整理及びフレームワークの策定が行われてきた。

我が国においても、今後多くの企業に対し、内部統制の構築とその状況の広範な開示を促していくためには、関係者間で内部統制に係る共通の認識を醸成していくことが不可欠である。このため、早急に、関係者（経営者、取締役、監査役、内部監査人、公認会計士、学会、投資家（機関投資家、アナリスト等）、弁護士等）の間で、我が国の内部統制に係る現状とあるべき姿について、共通認識が醸成されるような取組みを行うことが必要である。その上で、米国における COSO レポートや我が国における金融検査マニュアル等²⁰も参考としつつ、我が国に適した内部統制のフレームワークを検討していくことが重要であると考えられる。これにより、上で述べた客観的な事

²⁰ 我が国の金融検査マニュアルは、バーゼル銀行監督委員会が COSO レポートに基づき公表した「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」を我が国の実情に合わせる形で取り入れており、内容的には多くの部分が一般事業会社に適用可能である。

項に加え、内部統制の状況に係る広範な情報について、関係者間での共通の認識をベースに開示が促進されていくことが期待される。

なお、内部統制の状況の開示について、外部監査人の監査等、開示した情報の信頼性を担保する必要性についてもあわせて検討する必要がある²¹。

[資料 14,15,16,アンケート調査(8)参照]

²¹ 預金等受入金融機関については、平成 13 年 7 月に日本公認会計士協会により、金融検査マニュアルに定めるリスク管理体制のうち、財務報告目的内部統制に係る部分の外部監査に係る実務指針が公表されている。

【参考】COSO レポート における内部統制の目的と構成要素

COSO レポートは、1992 年トレッドウェイ委員会組織委員会から公表された内部統制の統合的枠組みであり、内部統制のフレームワークとしてデファクト・スタンダードとなっている。

(1) 内部統制の 3 つの目的

- 業務の有効性と効率性
- 財務報告の信頼性
- 関連法規の遵守

(2) 内部統制の 5 つの構成要素

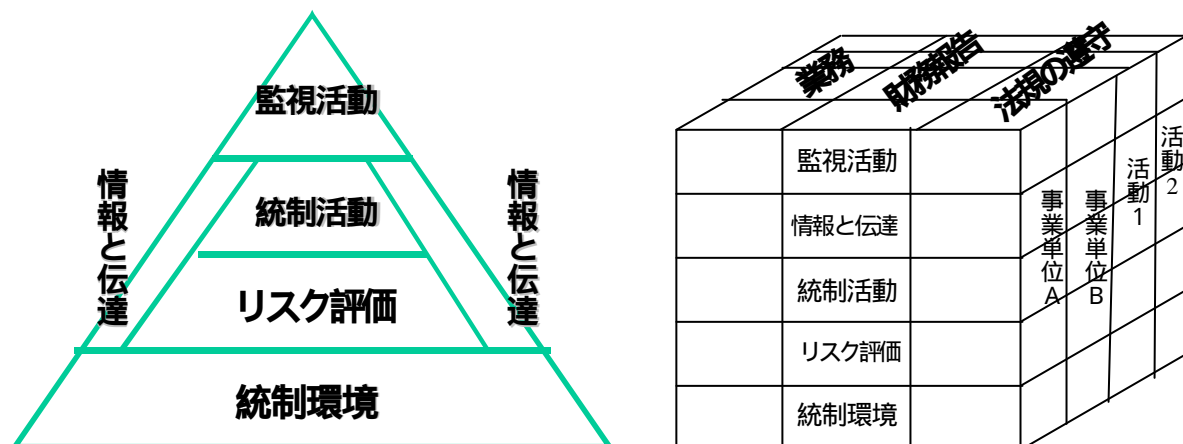
統制環境：組織の風土、気風。これらを構成するものとしては経営陣の哲学、経営スタイル、倫理価値、構成員の誠実さ、構成員の能力等があり、組織構成員の管理マインドに影響を及ぼす。以下の他の 4 つの構成要素に規律を吹き込み、組織化する

リスク評価：目的遂行上障害となるリスクを探知し評価することで、リスクへの対処を判断する基礎となる

統制活動：経営陣の指揮命令が確実に遂行されるための方針と手続き。統制活動の領域は広範であり、承認、認証、検証、照合、業務遂行行動の評価、資産の保全、業務の牽制がある

情報と伝達：的確な情報が特定、捕捉されるとともに、伝達されるための、伝達様式と枠組み。事業運営、財務、コンプライアンスに関する情報など、事業を遂行し管理する上で必要な諸報告を提供する情報体系（システム）、組織の上下関係及び各部署にまたがる横断的な関係における効果的なコミュニケーション、重要情報が上部に吸い上げられる仕組み、顧客、サプライヤー（調達先）、当局、株主などの外部関係当事者に対する効果的なコミュニケーション等が必要

監視活動：内部統制システムの作動状況の有効性を評価するプロセス



(出典：鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳「内部統制の統合的枠組み」白桃書房)

(3) 財務報告の信頼性確保に係るガバナンスとこれに係る状況の開示

経営者により内部統制が構築されたとしても、経営者自らが粉飾決算等に関与した場合には、その発生を防ぐことはできない。国内外における不正な財務報告の事例を見ても、経営者が関与した事例は多い。このため、経営者の行動及び経営者が構築した内部統制の有効性をモニタリングする仕組みの構築が求められている。また、既に述べたように、企業経営の効率化や国際化が求められ、企業において、社外取締役の選任や執行役員制度の導入等が進められている。

これらを背景に、昨年12月の商法改正においては、監査役制度について半数以上の社外監査役の選任が求められることとなり、また、前述のとおり今通常国会提出の商法改正案では、米国の取締役会制度にならった「委員会等設置会社」の制度を選択的に採用することを認めている。

このような動きを踏まえると、企業が自ら構築するこれらガバナンスの状況について、営業報告書において開示することを義務付けるべきであると考えられる。具体的には、従来の監査役会を設置する会社においては、社外取締役・社外監査役の選任状況及び取締役会・監査役会の活動状況・開催回数等を、「委員会等設置会社」においては、社外取締役の選任状況、各委員会の構成・活動状況・開催回数等を開示することが必要である。

[資料12参照]

(4) 外部監査の信頼性確保

企業の作成する財務諸表については、専門的能力を持ち、独立した外部監査人の監査を義務付けることにより、その信頼性が担保されている。したがって、財務報告の信頼性確保にあたっては、上述した財務諸表の作成責任や作成プロセスの明確化等、企業側の取組みのみならず、外部監査の信頼性確保が不可欠となる。しかしながら、外部監査において破綻の直前まで適正意見が付されていた企業が、経営破綻後に粉飾決算が明らかになる等、外部監査の独立性や有効性について疑問を持たれるような事例が生じている。

これらを踏まえ、監査基準の改訂、金融審議会公認会計士制度部会における検討、公認会計士協会の取組み等、外部監査の信頼性を確保するために関係機関による検討が進められているところであるが、さらに、企業と外部監査人との関わりにおいて以下のような改善点があるものと考えられる。

[資料17,18参照]

外部監査人の選・解任の透明性確保

外部監査人の選・解任、不再任について、商法においては、会計監査人の解任時には、株主総会において意見を述べる意見陳述権が認められているものの、証券取引法には、利害関係者等の欠格事由²²を除き、外部監査人の独立性を担保するための規定がない。このため、証券取引法においては、外部監査の独立性に必要な規定の整備が十分でないという意見がある。証券取引法においても、外部監査人の独立性確保のために必要な法的措置を検討することが必要である。

また、米国では、証券取引法に基づき、監査人の辞任、再任の拒否または解任があった場合、監査人との意見の不一致の有無等の記載とその記載に係る監査人の見解を、臨時報告書の様式であるForm8-Kに記載し5日以内にSECに提出するとともに、以後2年間は年次報告書の様式であるForm10-Kに記載することが義務付けられている。

我が国においても、外部監査人の独立性確保の観点から、監査人の辞任、再任の拒否または解任があった場合、) 監査人との意見の不一致の有無、) その記載に係る監査人の見解等を、臨時報告書や有価証券報告書に記載することについて検討することが必要である。

[資料12参照]

監査業務及び非監査業務の報酬の開示

監査業務及び非監査業務の報酬等の開示は、外部監査人の外見的独立性を確保する観点から重要である。このような観点から、外部監査人の受け取る監査業務及び非監査業務の報酬等の開示を求めている国も欧米では見られる。例えば、米国においては、2000年11月(2001年2月より適用)に、SEC規則を改訂し、株主総会招集通知に、) 監査業務と非監査業務に対する報酬、) 非監査業務により監査人の独立が害されていないかどうかについて

²² 公認会計士法第24条に、現在もしくは過去1年以内に役員もしくは財務に関する事務の責任ある担当者、使用人である場合等、著しい利害関係者である場合は、当該会社の監査は行うことができないと定めている。

の監査委員会の意見等を記載することが義務付けられた。

我が国においては、監査業務及び非監査業務の報酬等の情報は、外部監査人の独立性確保の観点のほか、財務諸表の監査の水準を定量的に評価する際の判断材料にもなることから重要と考えられるため、営業報告書にその開示を義務付けることが必要である。その際、監査業務と非監査業務の区分について、非監査業務の中には、株式公開予定会社に関するコンサルテーション、一部の税務サービス等、監査業務と密接な領域に関するものが含まれており、これらの取扱いについてもあわせて検討することが必要である。

3．財務報告に対する監視機能等の強化とインセンティブの付与

(1) 財務報告に対する監視機能等の強化

財務報告の有用性を高め、信頼性を確保するためには、実効性を持った監視機能等の強化が必要となる。このことにより、財務報告に対する経営者の意識が一層高まるとともに、企業と外部監査人との間に一定の緊張感が生み出されるものと期待される。

行政による監視機能の強化

市場が適正に機能することは、すべての経済活動の重要な前提であり、行政には、市場が十分にその機能を発揮できるよう、財務報告が適正なものであるか否かについて必要なレベルの監視を行っていくことが求められる。しかしながら、現在、財務報告が適正であるか否かを監視するための機能が十分でなく、このため、結果として十分なチェックが行われていないのではないかと懸念がある。

今後、投資家保護の観点から、財務報告の虚偽記載のみならず投資家等に誤解を与える記載等を一元的に監視する強力な体制を国として早急に構築していくことが必要である。

民事的救済の実効性確保のための環境整備

上述した行政による監視強化とともに、投資家等が、財務報告の虚偽や誤謬、誤解を与える記述、または不十分な開示等により損害を被った場合には、その損害を民事訴訟等の手段により救済することを容易にすることが必要であり、そのための環境整備も重要となる。

我が国では、一般の不法行為法理に加え、証券取引法に基づく民事的な救済手段が存在するにもかかわらず、このような手段が十分機能しているとは言い難い。これは、訴訟に関する国民の意識が異なることのほかに、個々の投資家が事実関係を立証することが困難な点等にも起因するものと考えられる。

これに対し、例えば、事実に関する調査権限のある公的な機関が事実認定を行い、株主や投資家はその結果を利用できるようにする等、行政罰や刑事責任のみならず株主や投資家が民事的救済を受けやすくする環境を整備することが必要である。これにより、企業に一定の緊張感を与え、企業の財務報告に対する意識がより高まることが期待される。

なお、米国では、企業がより積極的に情報開示に取り組む要因として、クラス・アクション等の大きな訴訟リスクを負っているという背景があるが、我が国においてはこのような訴訟制度が馴染みにくいという意見もあり、米国と同様の制度を導入すべきかに関しては十分な検討を要する。

(2) 財務報告に対するインセンティブの付与

本来、企業は、投資家との情報の非対称性を解消することにより低いコストで資金を調達しようとするものであり、この意味で、投資判断に有用な情報を自ら市場に開示していくインセンティブを有している。しかしながら、我が国の資本市場を巡る環境は十分に成熟しておらず、企業の側に十分なインセンティブが働かない場合があるものと考えられる。

このため、企業の財務報告に対する意識について、監視強化等による底上げを図るだけでなく、財務報告に対する意識が高い企業に対しても、その意識向上を一層促していくことが重要である。例えば、財務報告の水準について企業間のランキングもしくは表彰を行うことは有効と考えられる。現在、我が国企業の財務報告に関しては、東京証券取引所が上場会社ディスクロージャー表彰を、また、日本証券アナリスト協会がリサーチ・アナリストによるディスクロージャー優良企業の公表を年に一回行っている。これらは、この分野に関して、企業が競ってその水準を向上させていく上で、一定の役割を果たしてきている。このような取組みを拡大すること等により、他企業との競争を通じて、開示の促進が図られるものと期待される。

(3) その他の取組み

我が国では、そもそも投資家層が薄い、あるいは投資家による株式投資についての理解が十分でないといわれている。このことが、市場の機能を低下させ、企業に情報開示に対する十分なインセンティブが働かない状況につながっている。したがって、投資家層への教育啓蒙活動をより一層進めることが重要な課題である。

最後に

市場の力を軸として、国境を越えて、産業の創出・再編が行われ、また、資金調達が行われるようになってきている中で、企業の財務報告は、企業が市場に自らの姿をさらすことにより、投資家等の評価を受けるとともに、必要な経営資源を得ていく上で、ますます重要な位置を占めるようになってきている。このような状況の中で、財務報告の有用性を高め、信頼性を確保することは喫緊の課題であり、我が国としてこのために実効性ある対応を取っていくことが早急に求められている。

金融市場の国際化等を背景として情報開示に係る様々な制度が急速に変化してきている中で、市場の求める多様な情報のタイムリーな開示を促進していくためには、有用性と効率性を同時に達成できるよう、開示規制のあり方について個々の制度の枠組みを超えた見直しが求められる。また、財務報告の信頼性確保という観点から、企業、外部監査人、行政機関等を含め、関係者が目に見えるかたちでの対応を取っていくことが必要となっている。これらについて、迅速な対応がなされることが求められる。

このような制度の改善や新たな対応が実効性あるものとなるためには、財務報告に関係する者すべてが、その重要性についての十分な認識と高い意識を持って財務報告に取り組んでいくことが最も重要である。特に、財務報告の当事者である経営者は、自らが、財務報告の重要性をより明確に認識し、その作成や開示に強い決意を持って取り組んでいくことが求められる。このことが実現されなければ、財務報告の有用性を高め、信頼性を確保するという目的を真に達成することはできない。

効率的な開示制度の下で、経営者をはじめ関係者が高い意識を持って財務報告の有用性の向上と信頼性の確保に取り組んでいくことにより、市場のダイナミズムが企業活動により強く反映され、産業の活力が生み出されていくものと期待される。

以 上